

健康保険組合における電子申請について（予定）

平素から当健康保険組合の事業運営に、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、特定法人（資本金 1 億円超の法人等）においては、令和 2 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から 3 届出（算定基礎届、月額変更届、賞与支払届）について電子申請が義務化されることとなっております。

厚生労働省より、健康保険組合については、国が構築する新環境（マイナポータルを窓口とした電子申請環境）に合わせ、電子申請環境の運用開始を令和 2 年 11 月以降とするとの情報提供がありましたので、お知らせいたします。

詳細につきましては、別添パンフレットをご覧ください。

■今後の厚生年金・健康保険組合の電子申請環境の運用開始の予定

- 厚生年金（令和 2 年 4 月～）
『G ビジネス ID』と『e-Gov』を連携させた電子申請環境運用開始
- 健康保険・厚生年金（令和 2 年 11 月～）
『G ビジネス ID』と『マイナポータル』を連携させた電子申請環境運用開始（現在構築中）

■電子申請義務化が予定されている手続き

- 健康保険・厚生年金 報酬月額算定基礎届
- 健康保険・厚生年金 報酬月額変更届
- 健康保険・厚生年金 賞与支払届

※現在情報提供を受けている今後の予定を掲載しておりますが、予定変更等ありましたら、

改めてお知らせいたします。

【お問い合わせ先：業務課 044-233-5538】